

事務所通信

2010年10月号 No.64



(青海 福来口隧道)

CONTENTS

- | | | | |
|-----------------------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント
…成功する経営者の心得15か条 | P1 | ● 国勢調査の概要 | P4 |
| ● 固定資産税の軽減措置 | P2 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 社会保険料改定 | P3 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| | | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

成功する経営者の心得 15ヶ条

ランチェスター経営の竹田陽一先生は「成功する経営者の心得 15ヶ条」として明言しておられます。

- ① 自分の仕事に願望を持ち、熱意を持って行動すべし
- ② 会社の力は内部三分に営業七分にし、営業活動中心の職場にすべし
- ③ 上位企業や業界の習慣を安易にマネず、独自路線の開発に知恵を出すべし
- ④ 強い会社との競争を避け、勝ちやすき相手、勝ちやすき場面から攻撃すべし
- ⑤ 広域戦による営業力の分散を避け、地域を細分化して局地戦にし、ナンバーワン地域を一カ所二カ所とつくり上げるべし。
- ⑥ お客様側から見た用途で商品を細分化し、小さくともナンバーワン商品を育てるべし
- ⑦ 限りある力を分散せず、目標に重点主義で投入すべし
- ⑧ 長時間労働に徹し、必勝の12時間、圧勝の14時間を守るべし
- ⑨ 朝7時30分より仕事を始め、行動計画を立て、一日を効果的に働くべし
- ⑩ 趣味やうわべの名誉欲を捨て、本業に打ち込み、ナンバーワンづくりを趣味とすべし
- ⑪ 競争相手の情報とお客様の要望を知るため、市場により接近すべし
- ⑫ 仮定を立てた「やる前」評論をやめ、行動後の物的証拠で判断すべし
- ⑬ 速い決断、早い納期、速いサービスを行い、スピードで先制すべし
- ⑭ 重装備を避け、複雑な組織や資金の固定化を防ぎ、軽装備を心がけるべし
- ⑮ 利益はお客様からしか生まれないことを認識し、一日30分のお客様時間をつくり、得意先の発展と幸せを祈り、感謝を行動ではっきり示すべし



固定資産税の軽減措置

固定資産税（家屋）の軽減措置

住宅をバリアフリー改修した場合の減額措置

制度内容

平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、高齢の方・障害のある方等が居住する住宅をバリアフリー改修した場合に、改修工事が完了した翌年度分に限り対象家屋の固定資産税の 3 分の 1 が減額されます。

適用範囲

1 戸当たり 100 平方メートル相当分までが減額の対象となります。



要件

次の全てを満たした場合に対象となります。

- (1) 平成 19 年 1 月 1 日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）であること。
- (2) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に工事が完了したもの。
- (3) 以下のいずれかの方が居住していること。
 - ・ 65 歳以上の方
 - ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ・ 障害のある方
- (4) 以下のいずれかに該当するバリアフリー改修工事であること。
 - ・ 廊下の拡幅
 - ・ 階段の勾配の緩和
 - ・ 浴室の改良
 - ・ 便所の改良
 - ・ 手摺の取付け
 - ・ 床の段差の解消
 - ・ 引き戸への取替
 - ・ 床表面の滑り止め化
- (5) 自己負担金額が 30 万円以上であること。

申告方法

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税額減額申請書と必要書類を添付して、改修後 3 ヶ月以内に申告してください。添付書類は各市町村でご確認ください。

住宅を省エネ改修した場合の減額措置

制度内容

平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合に、改修工事が完了した翌年度分に限り対象家屋の固定資産税の 3 分の 1 が減額されます。

適用範囲

1 戸当たり 120 平方メートル相当分までが減額の対象となります。

要件

次の全てを満たした場合に対象となります。

- (1) 平成 20 年 1 月 1 日以前に建築された住宅（賃貸住宅を除く）であること。
- (2) 窓の改修工事（二重サッシ、複層ガラス化など）、またはこれを含む以下のいずれかの工事であること
 - ・ 床の断熱改修工事
 - ・ 天井の断熱改修工事
 - ・ 壁の断熱改修工事※ただし、改修部分が新たに省エネ基準に適合することが必要です。
- (3) 自己負担金額が 30 万円以上であること。

申告方法

省エネ改修工事に伴う固定資産税額減額申請書と必要書類を添付して、改修後 3 ヶ月以内に申告してください。添付書類は各市町村でご確認ください。

< 村 井 >

社会保険料をご確認下さい



～ 給与から徴収される社会保険料の改定の時期となりました ～

「算定基礎届」の提出により、新しい標準報酬月額の設定通知が送られています。

各人の報酬月額の等級をご確認下さい。

厚生年金保険の保険料率が、改定されました。

(一 般)	現 行		改 定
全 額	15.704%	⇒	16.058%
折半額	7.852%	⇒	8.029%

上記は、平成22年9月給与分（10月納付分）からの変更となります。

国勢調査の概要

平成22年10月1日に「平成22年国勢調査」が実施されます。
今回は、「平成22年国勢調査」の概要をご紹介します。

平成22年国勢調査の概要

国勢調査とは

国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人・世帯を対象とする国の最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにし、各種施策のための基礎資料を得ることを目的としています。

国が行う統計調査の多くは、統計法に基づく基幹統計調査として実施されています。その中で、国勢調査は唯一、統計法で5年ごとに実施することが定められています。

調査期日・調査の対象

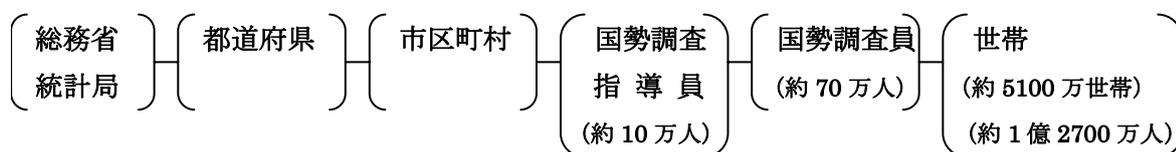
平成22年10月1日現在、日本国内にふだん住んでいるすべての人を対象として調査を行います。

日本に居住する外国人も対象となります。

調査の流れ

国勢調査は、下の図に示す流れで実施されます。

調査は、国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布する方法で行われます。調査完了後は、すべての調査票が総務省統計局に集められ、独立行政法人統計センターで集計されます。



調査結果の利用

○法定人口としての利用

衆議院小選挙区の画定の基準、都道府県・市町村議会の議員定数の基準、地方交付税の交付金算定の基準 など

○行政施策の基礎資料としての利用

福祉政策、生活環境整備、防災対策等の国・地方公共団体における様々な施策の実施や計画の策定 など

○学術、教育、民間など広範な分野で利用

人口学、経済学等の学術研究、人口の将来推計、小・中学校等の教育用資料、企業の需要予測や店舗等の立地計画 など

※ 国勢調査についての詳しい内容は、<http://www.stat.go.jp> をご覧ください。

< 原 >

●個人市民税関係

Q1 確定申告と市民税申告はどのように違うのでしょうか。

A 確定申告は、所得税(国税)の申告です。市民税は、住民税(市、県税)です。確定申告を行った場合、税務署から市へ確定申告書の写しが送られてきますので、改めて市民税申告をする必要はありません。

★市民税申告の必要のある方

確定申告を行う必要がない方。(ただし、給与所得者が年末調整で所得税の精算が終わっている場合は、支払い者から市へ給与支払報告書が来ますので、市民税申告の必要はありません。)また、確定申告をしなくてもよい所得で、確定申告をしないことを選択した所得がある方、例えば、給与以外の所得が20万円未満の方等。

扶養となっていない方については、無収入であっても申告をする必要があります。市では、所得の状況が把握できないため、未申告扱いとなり、所得証明や税額の証明書の発行ができません。

Q2 妻(被扶養者)の所得も合算して、私(扶養者)の住民税が計算されているのでしょうか。

A 住民税については、個人毎に計算しますので、たとえ扶養している人がいても、扶養されている人の所得を扶養している人の所得に合算することはありません。あくまでも、所得は個人に帰属します。

Q3 私の父は3月に亡くなりましたが、6月に住民税の納税通知書が送られてきました。納付しなければいけませんか。

A 納付していただくことになります。住民税はその年の1月1日現在の住民に対し、前年中の所得を基に課税されます。したがって、1月2日以降にお亡くなりになられたとしても、納税義務が無くなるものではありません。

既にお亡くなりになられた方の納税通知書は相続代表人の方にお送りし、納付も相続人の方からしていただくことになります。

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
10月25日(月) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 お客様第一で生れ変わる! (はとバス 観光バス会社) ビデオ研修	加藤税理士事務所	税理士 加藤輝守	1,000円
11月12日(金) 午後1時00分 ～ 午後4時00分	日本政策金融公庫 融資相談会	加藤税理士事務所	日本政策金融公庫 高田支店	—
11月24日(水) 午後6時30分～	テルモ経営研究会 TKC経営革新セミナー2010 社長の行動が未来を変える!	加藤税理士事務所	税理士 加藤輝守	無料

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ 指 紋

指紋はなぜあるのか？それは、掴んだり操作する際に役立つタイヤと同じ原理であり、また指先から水分を除去する為の水路を作ることによって表面を乾燥した状態に保ちグリップを向上させるためである。

教育マガジン「カレッジ」おもしろ雑学集より（担当：丸田）





休日カレンダー



10月（神無月） October

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 伊藤・堀田
3	4	5	6	7	8	9 倉又・村井
10	11 体育の日	12	13	14	15	16 田中・丸田
17	18	19	20	21	22	23
24	25 テルモ経営研究会	26	27	28	29	30 池原・広川
31						

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

10月の税務

10月12日	平成22年10月分源泉所得税・住民税の納付
10月15日	特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
11月1日	平成22年8月決算法人の法人税等・消費税確定申告
	平成22年2月決算法人の法人税等中間申告
	平成22年2月決算法人の消費税中間申告
	平成23年5月・2月・平成22年11月決算法人の消費税中間申告



あとがき

暑さ続きの夏も終わり、すっかり、秋らしくなりましたね。
10月に入り、運動会や文化祭など行事がめじろおしです。
秋といえば、『食欲の秋』・『読書の秋』・『スポーツの秋』ですね。
私は食欲は十分にありますが、日々の忙しさを理由に読書とスポーツからはかなりかけ離れた生活をしています。秋の陽気のように、心穏やかに読書をして、スポーツに汗を流し、秋を満喫したいと思います。

< 小澤 >